

(漁法の制限)

第五條 爆発物を使用して水産動物を採捕してはならない。但し、海獣捕獲のためにする場合、この限りでない。

第六條 水産動物をまひさせ、又は死なせる有毒物を使用して、水産動物を採捕してはならない。但し、農林大臣の許可を受けて、調査研究のため、漁業法第二百二十七條に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七條 前二條の規定に違反して採捕した水産動物は、所持し、又は販売してはならない。
(公共の用に供しない水面)

第八條 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三條の水面に通ずるものには、政令で、第四條から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

(許可漁船の定数)

第九條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條(指定遠洋漁業)の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項(漁業調整に関する命令)及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類及び水域別に、省令で、当該漁業に従事することができる漁船の隻数の最高限度(以下「定数」という。)を定めることができる。

2 農林大臣は、前項の定数を定める場合には、水産資源の現状及び現に当該漁業を営む者の数その他

自然的及び社会的条件を総合的に勘案しなければならぬ。

3 農林大臣は、定数を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。(定数超過による許可の取消及び変更)

第十條 前條の規定により定数が定められた時に当該漁業の種類及び水域につき現に漁業の許可(漁業に関する起業の認可を含む。以下同じ。)を受けている漁船の隻数が定数をこえているときは、農林大臣は、左に掲げる事項を勘案して省令で定める基準に従い、そのこえる数の漁船につき、当該漁業に係る許可の取消の期日又は変更すべき当該漁業の操業区域及び変更の期日を指定しなければならぬ。

一 各漁業者が当該漁業の種類及び水域につき許可を受けている漁船の隻数
二 当該漁業に従事する漁船の航海度、主たる操業の場所、操業日数、網入数、漁獲数量その他の操業状況
三 賃金その他の給与等の労働条件
四 各漁業者の経済が当該漁業に依存する程度
五 農林大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

3 第一項の規定による指定をする場合には、必要があるとして認めるときは、農林大臣は、当該漁業の種類及び水域につき漁業の許可を受けている漁船であつて同項の指定を受けなかつたものにつき、変更すべき当該漁船の操業区域及び変更の期日を指定することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定は、告示をもつてする。
5 前項の告示をしたときは、当該漁業に係る許可は、その有効期間にかかわらず、その指定された期日に取り消され、又は操業区域の変更があつたものとする。
6 第一項又は第三項の規定による指定は、これによつて必要となる次条の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内でしなければならない。

第十一條 政府は、前条第五項の規定による許可の取消又は操業区域の変更によつて生じた損失を当該処分を受けた者に対し補償しなければならない。

を認め、これを告示する。
2 前項の規定により補償すべき損失は、同項の処分によつて通常生ずべき損失とする。
3 前項の補償金額は、農林大臣が中央漁業調整審議会の意見をきいて定め、これを告示する。
4 補償金交付の方法は、政令で定める。
5 第三項の規定により告示された補償金額に不服がある者は、告示の日から九十日以内に、訴をもつて、その増額を請求することができる。

6 前項の訴においては、国を被告とする。
(漁業従事者に対する措置)
第十二條 第十條第五項の規定により許可の取消を受けた者は、同条

第四項の告示の日現在において、許可を受けた漁船に乗り組んでいる者及び当該漁船のために陸上作業をしている者に対し、交付を受けた補償金のうち省令で定める金額を支給しなければならない。
(漁獲限度)
第十三條 農林大臣は、水産資源の保護のために必要があると認めるときは、漁業法第五十二條の指定遠洋漁業又は同法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基く省令の規定により農林大臣の許可を要する漁業につき、漁業の種類又は漁獲物の種類及び水域別に、当該漁業により漁獲すべき年間の数量の最高限度(以下「漁獲限度」という。)を定め、関係業者又はその団体に對し、この限度をこえて漁獲しないよう措置すべきことを勧告することができる。

2 農林大臣は、前項の漁獲限度を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。
第二節 保護水面
第十四條 この法律において「保護水面」とは、水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又は水産動物の種苗が発生するのに適している水面であつて、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として農林大臣が指定する区域をいう。
(保護水面の指定)
第十五條 保護水面は、農林大臣が、都道府県知事の申請に基いて、且つ、中央漁業調整審議会の

意見をきいて農林大臣が定める基準に従つて、指定する。
2 都道府県知事は、前項の指定の申請をしようとするときは、当該保護水面の区域及びその指定が必要である理由を記載した申請書に、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を添えなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指定の申請をしようとするときは、指定の申請をしようとする保護水面が漁業法第八十四條第一項に規定する海面に属する場合にあつては、当該保護水面につき定められた海區に設置した海區漁業調整委員会の意見を、指定を申請しようとする保護水面が同法第二百二十七條に規定する内水面に属する場合にあつては、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。
4 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定による都道府県知事の申請がない場合でも、同項に規定する基準に従つて、保護水面を指定することができる。
5 農林大臣は、前項の規定により保護水面の指定をするときは、第十七條第一項に規定する当該保護水面の管理計画を定めなければならない。
6 農林大臣は、第四項の規定により保護水面の指定をしようとするときは、指定をしようとする管理計画について、指定をしようとする保護水面に属する水面を管

轄する都道府県知事の意見をきかなければならない。

7 第三項の規定は、都道府県知事が前項の規定により農林大臣に意見を述べようとする場合に準用する。

8 第一項又は第四項の規定による保護水面の指定は、保護水面の区域及び第十六条の規定によるその管理者の告示をもつてする。
(保護水面の管理者)

第十六条 保護水面の管理は、当該保護水面の属する水面を管轄する都道府県知事が行う。但し、当該水面が二以上の都道府県知事の管轄に属し、又は当該水面の管轄が明確でないときは、農林大臣は、当該保護水面を管理する都道府県知事を指定し、又はみずから管理することができる。

(保護水面の管理計画)
第十七条 保護水面の管理計画においては、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。

一 増殖すべき水産動植物の種類並びにその増殖の方法及び増殖施設の概要
二 採捕を制限し、又は禁止する水産動植物の種類及びその制限及び禁止の内容
三 制限し、又は禁止する漁具又は漁船及びその制限又は禁止の内容

2 都道府県知事は、農林大臣の認可を受けて、その管理する保護水面の管理計画を変更することができる。この場合には、第十五条第三項の規定を準用する。

3 農林大臣は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、その管理する保護水面の管理計画を変更すべきことを命ずることができる。この場合には、第十五条第六項及び第七項の規定を準用する。

(工事の制限)
第十八条 保護水面の区域内において、埋立若しくはしゅんせつ工事又は水路、河川の流量若しくは水位の変更をきたす工事をしようとする者は、政令の定めるところにより、当該保護水面を管理する都道府県知事又は農林大臣の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事又は農林大臣は、前項の許可を受けなされた工事が当該保護水面の管理に著しく障害を及ぼすと認めるときは、当該工事の施行者に対し、当該工事を変更し、又は当該水面を原状に回復すべきことを命ずることができる。

(費用の負担)
第十九条 都道府県知事が管理計画に基づいて行う保護水面の管理に要する経費は、国の負担とする。

第三節 さく河魚類の保護
培養
第二十條 (国営の人工ふ化放流)
農林大臣は、さく河魚類のうちさけ及びますの増殖を図るために、その人工ふ化放流を実施する。

2 農林大臣は、毎年度、前項の人工ふ化放流の実施に関する計画を定めなければならない。

3 前項の人工ふ化放流の計画において、

一 当該年度において人工ふ化放流を実施する河川
二 当該年度において人工ふ化放流を実施する場所及び放流数量
農林大臣は、第二項の人工ふ化放流の計画を定めようとするときは、中央漁業調整審議会の意見をきかなければならない。

5 農林大臣は、省令の定めるところにより、第一項の事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

(受益者の費用負担)
第二十一条 農林大臣は、さく河魚類のうちさけ又はますを目的とする漁業を営む者が、前条第一項の規定により実施する人工ふ化放流により著しく利益を受けるときは、その者にその実施に要する費用の一部を負担させることができる。

(さく河魚類の通路の保護)
第二十二条 さく河魚類の通路となつてゐる水面に設置した工作物の所有者又は占有者は、さく河魚類のさく上を妨げないように、その工作物を管理しなければならない。

2 農林大臣又は都道府県知事は、前項の工作物の所有者又は占有者が同項の規定による管理を怠つてい認めるときは、その者に対して、同項の規定に従つて管理すべきことを命ずることができる。

第二十三条 農林大臣は、さく河魚類の通路を害する虞があると認めるときは、水面の一定区域内における工作物の設置を制限し、又は禁止することができる。

2 農林大臣は、前項の規定による制限をしようとするときは、当該工作物を設置しようとする者に対し、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置すべきこととし、さく河魚類の通路又は当該通路に代るべき施設を設置することが著しく困難であると認められる場合においては、当該水面におけるさく河魚類又はその他の魚類の繁殖に必要な施設を設置し、又は方法を講ずべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令を受けた者は、省令の定めるところにより、当該命ぜられた事項についての計画を作成し、これについて農林大臣の承認を受けなければならない。

第二十四条 農林大臣は、工作物がさく河魚類の通路を害すると認めるときは、その所有者又は占有者に対し、除害工事を命ずることができる。

2 前項の規定により除害工事を命ずるときは、次項の規定による補償金の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内で行なわれなければならない。

3 農林大臣は、第一項の規定により除害工事を命じたときは、その工作物について権利を有する者に対し、相当の補償をしなければならない。但し、第二十二條第二項の規定による命令に違反した者に対し、第一項の規定により除害工事を命じた場合においては、その者に対しては、補償しない。

4 第一項の規定による除害工事の命令が利害関係人の申請によつてされたときは、農林大臣の定めるところにより、当該申請者が、前項本文の規定による補償をしななければならない。

5 前二項の補償金額に不服がある者は、補償金額決定の通知を受けた日から九十日以内に、訴をもつて、その増減を請求することができる。

6 前項の訴においては、国を被告とする。但し、第四項の場合においては、申請者又は工作物について権利を有する者を被告とする。

7 第一項の規定による工作物の除害工事の命令があつた場合において、当該工作物の上に取り特権、質権又は抵当権があるときは、当該先取特権者、質権者又は抵当権者から供託しなくともよい旨の申出がある場合を除き、農林大臣は、第三項又は第四項の補償金を供託しなければならない。

8 前項の先取特権者、質権者又は抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

(内水面におけるさけの採捕禁止)
第二十五条 漁業法第二百二十七條に規定する内水面においては、さく河魚類のうちさけを採捕してはならない。但し、漁業の免許を受けた者又は漁業法第六十五條第一項及びこの法律の第四條の規定に基づき省令若しくは規則の規定により農林大臣若しくは都道府県知事の許可を受けた者が、当該免許又は

許可に基いて採捕する場合は、この限りでない。

(公共の用に供しない水面)

第二十六条 公共の用に供しない水面であつて公共の用に供する水面又は第三条の水面に通ずるものには、政令で、第二十二條から前条までの規定及びこれらに係る罰則を適用することができる。

第四節 水産動植物の種の確保

(届出の義務)

第二十七条 省令で定める水産動植物の種苗を、業として、販売の目的をもつて採捕し、又は生産しようとする者は、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。その業を廃止したときも、同様とする。

(生産及び配付の指示)

第二十八条 農林大臣は、前条に規定する水産動植物の種苗を確保するために必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、同条に規定する者に対し、当該水産動植物の種苗の生産又は配付につき必要な指示をすることができ

第三章 水産資源の調査

(水産資源の調査)

第二十九条 農林大臣は、この法律の目的を達成するために、水産資源の保護培養に必要であると認められる種類の漁業について、漁獲数量、操業の状況及び海況等に関する、科学的調査を実施しなければならない。

2 農林大臣は、省令の定めるところにより、前項の事務の一部を都

道府県知事に委任することができる。

(報告の徴収)

第三十条 農林大臣又は都道府県知事は、前条の調査を行うために必要があると認めるときは、漁業を営み、又はこれに従事する者に、漁獲の数量、時期、方法その他必要な事項を報告させることができる。

第四章 補助

(補助)

第三十一条 国は、この法律の目的を達成するために、予算の範囲内において、左の各号に掲げる者に對し、それぞれ左の各号に掲げる費用の一部を補助することができる。

- 一 さく、河魚類の道路となつてい
- る水面に設置した工作物の所有者又は占有者(第二十四条第一項の規定による除害工事の命令を受けた者を除く。)が、当該水面において、第二十三条第二項に規定する施設を設置し、又は改修するのに要する費用
- 二 国以外の者がさく、河魚類のうちさけ又はますの人工ふ化放流事業を行うのに要する費用

第五章 雑則

(水産資源保護指導官及び水産資源保護指導吏員)

第三十二条 農林大臣又は都道府県知事は、予算の範囲内、所部の職員の中から水産資源保護指導官又は水産資源保護指導吏員を命じ、水産資源の保護培養に関する事項の指導及び普及その他この法律及

びこの法律に基く命令の履行に関する事務をつかさどらせる。

(水産資源の保護培養に関する協力)

第三十三条 都道府県知事は、水産資源の保護培養のために必要であると認めるときは、漁業協同組合その他の者に對し、水産資源の保護培養に關し協力を求めることができる。

(水産資源保護部会)

第三十四条 中央漁業調整審議会に、水産資源の保護培養に關する重要事項を分掌させるために水産資源保護部会を置く。

(訴訟)

第三十五条 この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした行政の処分不服がある者は、農林大臣に訴願することができる。

第六章 罰則

第三十六条 第五條から第七條までの規定に違反した者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役、五万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

- 一 第十八條第一項の許可を受け
- ないで、同項の工事をした者
- 二 第二十三條第一項又は第二項の規定による制限又は禁止に違反した者
- 三 第二十四條第一項の規定による命令に違反した者
- 四 第二十五條の規定に違反した者

第三十八条 第三十六條又は前条第四号の場合において、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、漁船又は漁具は、没収することができる。

但し、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができるときは、その価値を追徴することができる。

第三十九条 第三十六條又は第三十七条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第四十条 左の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役、一万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

一 第二十三條第三項の規定に違反した者

二 第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、第三十六條、第三十七條又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

- この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。但し、第二十四條、第三十二條、第三十四條及び第三十七條第三号の規定並びに第三十九條及び第四十一条の規定中第三十七條第三号の違反行為に関する部分の施行期日は、昭和二十七年四月一日以後でなければならぬ。
- この法律施行の際現に第二十七條に規定する業を行つてゐる者は、この法律施行の日から六十日以内に、省令の定めるところにより、農林大臣にその旨の届出をしなければならぬ。
- 第四十條第二号及び第四十一条の規定は、前項の場合に準用する。
- 漁業法の一部を次のように改正する。
 - 第五十八條第一項中「水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第百七十一号)第二条第一項」を「水産資源保護法(昭和 年法律第 号)第九條第一項」に改める。
 - 第六十五條第一項中「水産動植物の繁殖保護」及び第五号から第七号までを削り、同条第四項中「漁具及び同項第七号の水産動植物」を「及び漁具」に改める。
 - 第六十八條から第七十一条までを次のように改める。
 - 第六十八條から第七十一条までを削除
- 第七十三條中「第六十五條(漁業調整に関する命令)及び第六十八條から第七十一条まで(漁法の制

限及び、河魚類の保護)の規定並びにこれら(第六十五條(漁業調整に關する命令)の規定及びこれに改める。

第百十三條第三項第二号中「五人」を「十人」に改める。

第百三十八條第六号及び第百三十九條第三号を削る。

5 水産資源枯渇防止法(昭和二十五年法律第七十一号)は、廃止する。

6 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○鈴木(善)委員 水産資源保護法案につきまして、提案の趣旨並びに今日までの立案の経過について御報告を申し上げたいと思ひます。

本法案は水産資源に関する小委員長である石原委員が中心になりまして、今日まで小委員会並びに民間の資源問題に關するところの学識経験者を広く網羅したところの研究機関に諮りまして、慎重に審議いたして参つたのであります。そこで石原小委員長より本来であれば御説明を申し上げるのであります。石原委員がその御案内のために帰郷いたしましたので、私がかわつて御説明申し上げる次第であります。

水産資源保護法は、お手元に配付しております目次でござんになります通り、水産資源の保護培養がまず中心であります。すなわち水産動物植物の採捕がその海区の資源の現状から見まして極限に達している。あるいはこのままの漁獲を続けて行きますと、その資源が将来枯渇するおそれがありますの

源が将来枯渇するおそれがありますの対し、適正なる採捕の制限をはかるという措置を講じようとするものであります。そのために一定の水域を限りまして、保護水面を設定し、水産動物植物の繁殖保護を確保しようとするものであります。またさけ、ます等の遡河魚類につきましては、汚水問題、あるいは電源開発に伴うところのダムの問題、その他いろいろ、遡河魚類の保護培養上支障になります問題が、他の産業等の面から出て参つておつたのであります。これら水産資源保護の観点から調整いたしまして、魚類の繁殖保護をはかる、こういうことを法文化してあるのであります。それから水産動物植物の繁殖保護のためには、積極的に種苗の確保が必要でございます。それに対する対策をも含めてあるわけであります。さらに、水産資源の保護培養と並びまして、その根柢をなしますものは、昨日も当委員会において論議の焦点になりましたところの水産資源の調査を積極的に進行すること、法制的に資源調査の確立をはかりたい、こういうことでもあります。次に水産資源の保護培養をはかつて参りますために、国家としての所要補助、助成を要します。その点を法文化した次第であります。そこでこの資源保護法を審議するにあたりまして、大きな問題は漁業法との関連であります。漁業法において従来漁業の調整、漁業権の免許、許可という問題のほか、随所に資源保護に關する規定があつたわけであり、水産資源保護に關する法令は、一つの総合的な法律にまとめた方が適當であるという観点から、漁業

法の中における資源保護に關する事項をも、この資源保護法の方に取入れまして、漁業法に對して所要の改正を加えることにいたしましたのであります。また、資源枯渇防止法も、水産資源保護の一つの対策として立案されたものであります。そういう観点から、資源枯渇防止法の中の重要な部分を、この法案の中に取り入れることにいたしましたのであります。私どもは漁業法とこの水産資源保護法、この二つの法律がわが国の今後の水産業発展の二大支柱となり、水産の憲法として、今後のわが国の漁業の進展の上に大いに役立つものと確信いたしております。

何とぞ委員各位の御賛成をいただきまして、本法案がすみやかに成立いたしますことをお願いする次第であります。

○屋永委員長 次に漁港法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。まず提出者より提案理由の説明を願ひます。川村善八郎君。

漁港法の一部を改正する法律案
漁港法の一部を改正する法律案(昭和二十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「防砂堤、」を「防砂堤、防潮堤、」に、「こう門及び護岸」を「こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に改める。

第二十条第二項中「百分の七十五又は百分の六十」を「外かく施設及び水域施設については百分の七十五、けい留施設については百分の六十」に改める。

第二十條の次に次の一條を加える。
(他の工作物と効用を兼ねる漁港施設の工事の費用の負担)
第二十條の二 漁港施設で他の工作物と効用を兼ねるもの漁港修築事業の費用の負担については、漁港修築事業の施行者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

第二十四條の次に次の三條を加える。
(漁港修築事業費の精算)
第二十四條の二 第二十條第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業を施行したときは、遅滞なく、その事業費を精算して農林大臣のしゆん功認定を受けなければならない。
(剰余金の処分)
第二十四條の三 第二十條第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受けた者は、当該負担金又は補助金に係る漁港修築事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金のうち国が負担し、又は補助する割合に相当する額を国に返還しなければならない。
(負担金又は補助金の還付等)
第二十四條の四 農林大臣は、第二十条第二項、第三項又は第四項の規定により国の負担金又は補助金の交付を受ける者が、左の各号の一に該当する場合には、その者に對し、当該負担金又は補助金の全部又は一部を交付せず、又はその返還を命ずることが出来る。

一 第二十二條第一項の規定による変更、廢止又は停止の許可を受けたとき。
二 第二十三條第一項の規定による指示に違反したとき。
三 第二十三條第二項の規定による変更、廢止又は停止を命ぜられたとき。

四 第二十三條第三項の規定により許可を取り消されたとき。
五 負担金又は補助金をその交付の目的以外の目的に使用したとき。

第二十五條第四項中「第一項の規定により漁港管理者の指定をしようとするとき、又は」を削る。
第二十六條中「責に任ずる。」を「責に任ずる外、漁港の發展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。」に改める。
第二十八條第四項第一号中「互選せられた者七人」を「当該漁港の所在地の市町村長が関係水産業協同組合の意見を徴して推薦した者七人」に改め、同條第五項中「互選し、又は」及び同條第九項を削る。
第三十條の見出しを「委員の罷免」に改め、同條第一項及び第二項を削り、同條第三項中「第二十八條第四項第一号の委員以外の」を削り、同項を第一項とし、同條第四項を第二項とする。
第三十一條第一項中「及び前條」を削る。

附則中第四項を第五項とし、第二項及び第三項をそれぞれ一項ずつ繰

五

り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 国以外の者が北海道において漁港修築事業を施行する場合には、基本施設(第四種漁港におけるけい留施設を除く。)については、当分の間、第二十条第二項又は第三項に定める割合によらず、外かく施設又は水域施設の修築に要する費用はその金額を、けい留施設の修築に要する費用はその百分の七十五を、国が第三種漁港及び第四種漁港又は第一種漁港及び第二種漁港の区分に従いそれぞれ負担し又は補助する。この場合には、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項又は附則第二項」と、同条第五項中「第二項又は第三項」とあるのは「第二項若しくは第三項又は附則第二項」と、第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四中「第二十条第二項、第三項又は第四項」とあるのは「第二十条第二項、第三項若しくは第四項又は附則第二項」と読み替えるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十条第二項及び附則の改正規定は、昭和二十七年四月一日から施行する。

○川村委員 漁港法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

漁港法の施行によつてわが国漁業上の重要施設である漁港の修築、維持管理等に関する制度が確立され、法律に規定されている漁港の指定、漁港の整

備計画等も順次進捗を見、本法の運用も軌道に乗つて来たのでありますが、漁港管理者の指定、漁港管理委員のうち漁業者代表の選任方法等については、手続が煩雑であり、しかも相当多額の経費を必要とするので、本来の性格を失わない範囲内において、簡素な方法に改めることを妥当と認めるのであります。また北海道の漁業の發展をはかるため、北海道における漁港施設をすみやかに整備し、道内船、道外船等にこれら漁港を高度に利用せしめなければならぬ必要上、地方財政の特異性を考慮し、その修築に要する費用に関する国の負担、または補助の割合を引上げるのと同時に、本土における第四種漁港に対する国の負担率に不分明な点がありましたので、これを明確化し、さらに国の負担金または補助金に関する会計手続の規定を設ける必要があり

ます。これがこの改正案を提出する理由であります。

○富永委員長 ただいま両案につきまして提出者より提案理由の説明を聴取いたしました。これより両案を一括議題とし、質疑をお許しいたします。あつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○富永委員長 それでは速記を始めてください。

別に質疑の御要求もないようでございますから、両案に対する質疑は省略し、両案に対する討論採決は、各派の態度を御決定願うため一度党にお持帰り願ひまして、午後一時より討論採決を行いたいと思ひます。

○富永委員長 次に水産金融に関する件を議題とし、質疑を許します。小高委員。

○小高委員 水産金融の問題について、水産庁当局にお尋ねをいたしたいのであります。

〔委員長退席、松田委員長代理着席〕

ただいま私どもが水産金融でいかに悩んでおるかということ、すでに論をまたないのでありますが、なかならず昨年、漁業の演習による災害補償といたしまして一億二千四百万円の金額が国庫から支出されたのであります。その当ても議論になりました九十九里を中心とする災害補償の額でございますが、災害補償を出してもらつた、漁業者はそれで満足しておるのではございません。これを契機として、一つの転業対策をして行かなければならぬのじやなからうかというところから、当然の結果として金融の必要性に迫られ、そこで大蔵省主計局長と進めておるのであります。一向に漁業者が明かぬのであります。そこで漁業災害補償金と並行して、新たな特種とでも言うべき転業資金の金融措置を三十億くらい講じたらどうかということを主張しておりますが、それに対する水産庁のお考えはどうか、それについてお尋ねしたいことが一点、最近合

成織維によるアマランとかピニロンとかいう漁網が、これまた操業度を高め

る意味におきまして、あるいは合成織維を使うことによつて網ぼしとか休漁日が非常に少くなる、あるいはまた

網の水切れがよいので労力を省くことができる、従つて食糧等もこれに関連して減量できる、人数が減るから従つてそういう消費面においても関連的に経済がとれる、そういうことから合成織維の要求度が非常に高まつて来たのであります。が、何分にも現在の不況においては、この合成織維を利用して合理的に漁獲を得ようとしても金がな

い。そこでこの合成織維に対する補助金を政府はどの程度に考えておられるか。またそれに関連して、補助金のみでなく、補助金はそう巨額なものが出せないという見通しを私どもも持つておるのであります。特別な金融措置をどの程度に努力しておられるか。これはかねの懸案でもありますので、一応お尋ねいたしたいのであります。

○山本(豊)政府委員 最初のお尋ねの、いわゆる演習等によりまして生業を奪われしたものに對する転業資金を考慮しておるかというお話であります。この特に九十九里浜等の演習によりまする損害の補償は、ただいまお話しにありましたように、全国を通じて一億二千万円程度のものになつております。しかしこれは、各漁民にとりましてはきつめて涙金程度のものにしかすぎないのであります。根本的には、そういう漁民がどういふふう

に業にありつこうか、今後指導するか、こういう問題が非常に大切なことになつておるのであります。これらに對する一つの転業資金というお話であります。これは金融ルートという面から言

いますと、なか／＼乗りにくいと思ひますのであります。そこでやはり具体的

に、たとえばそういう漁民が何人か寄りまして、将来マ・ライン等が撤廃になりまして、かつお、まぐろにでも出るといふためのひとつの仕込み資金と

いいますか、船を仕立てる資金でありますか、あるいは網を購入する資金

でありまして、具体的な場合における、いわゆるひとつの生産面の資金

というふうな計画を持つて参りますれば、これは金融ルートにも乗ります

し、また具体化したしますれば、われわれといたしまして、できるだけ

ういふものは取上げて参りたいと考へておるのであります。現在のところ

漠然とした、ただ転業資金というふうなものについては、実は具体的な案を持つていないわけでありまして、しかし

各地方々々によりまして、ただいま申しましたように、所によりまして、たとえば浅海増殖に転換するとかいうよ

うな事例は考へ得ると思ひますのであります。そういう具体的な事例が出ました

場合には、これをできるだけ生産面に向きまするひとつの資金というふう

に取上げて参りまして、措置するような方法は講じて参りたいと考へておるわけ

であります。

それから第二点の合成織維の問題であります。これは御承知のように先般網漁網の統制が撤廃になりました。その撤廃以前におきましても非

常に漁獲とのつり合いが均衡を失ひまして、漁民はますますコスト高に追われまして、非常に生活が苦しくなつて

いるというところ、非常に御承知の通りであります。何らかの資材面において積極的な

ひとつの助成策を考へなければならぬと考へまして、昨年来合成織維の普及

宣伝でありますか、あるいはまた、会

社を通じてありますが、試験であるとかいふようなことをある程度やつて参つておるわけでありませう。水産研究会等におきまして、若干のそういう試験をやつて参つたのであります。その結果は、アミラン等につきましては大體価格相当な需給力もあり、またよい品であるといふことがわかつて参つておるのであります。もつとも一口に合成繊維と申ししても、ビニロンであるとかあるいはその他の繊維もあるものであります。これらについてはまだアミランほど研究の段階が進んでおらないのであります。しかしいづれにしましても、こういうふうな非常に堅牢な網を持つていふことは、これはひとつの保険の対象にも相なり得るのであります。現に長崎地方ではアミランの網につきましては、この網はいかなる網でもいふやうであります。名前を忘れましたが、ある民間の保険会社がこれを保険としておるやうであります。一種の損害保険であります。千円につきまして七円くらいの保険料であります。保険料としてはかなり高いのでありますが、そういう恩典といふから、ぜひ代用繊維というものの普及徹底といふことは政府としても大いに考えたか、かように考へておるわけでありませう。一口にも申されませぬけれども、現在綿網の原料になります綿糸、これは海外に仰いでおるのであります。この外貨の計算が幾らになりますか、はつきりしたことは申されませんが、おそらく百億以上になるのではないかと思つておるやうであります。これだけの金にかわるべきアミラン等が国内できるとなると、これらに対するい

わゆる助成とかあるいは融資とかという問題は、国内的に見れば大した犠牲ではなくしてそれだけの効果は上り得るのではないかと、そういう意味から言ひましても、何らかこれらの対策を講ずることが私は非常に大切であると思つておるやうであります。

そこでお尋ねの融資の件であります。二十六年度におきましては御承知のやうに特別融資の金も非常にきゆうくつでございまして、二十七年の度計画といたしましては、私たちがたゞいま、漁港その他を全部含めてであります。大體事業費において二百億、そのうち補助金や負担金がございまして、融資額だけ考えますと六十二億程度を特別のわくから出してもらひたい、これはもちろん現在のところ冷蔵庫等も含んでおるのであります。そういう要求を現在官房の方に取次いでおるのであります。その中にはいわずアミラン等の購入資金といひますか、これらもひとつの相当堅牢な固定施設というふうに見まして、特にこれは個人の場合には困難であります。共同経営——組合が自営する場合に限つて融資をする道を開いてもらひたいといふことで、一応十億程度のものを見込んでおるわけでありませう。これは官房としましては、わくの關係もありましてなかに、簡単に結論は出ないかもしれませんが、水産庁としてはこういう問題も大きく取上げまして、大體二十七年の計画に十億、こういう面の融資をお願いしたいと申し入れると同時に、いろいろ希望の關係とか、全国的にどのくらい生産量があるか、いづゆる生産面と需要者の面と両方の關係をただいま調査しておるわけであ

ります。先般、今月に入つてからではございまして、各府県知事あてにもこの合成繊維の転換資金の、——これはまだ確約を得たわけではありませぬが、一応そういう仮定のもとに融資をするといふやうな必要であるやうかといふやうな照会をいたしております。これらが集まりますと、大體はつきりした計画が立つておるやうであります。一応今漢然と十億程度を見込んでおきますけれども、それらの照会の返事が参りましたならば、これらを集計いたしましたして、さらに練り直してひとつつよく要求をしたい、かように考へております。

○小高委員 たいだいま私の前段の質問に対しては、具体的の方途が樹立できるとなればそれにたえようという明解なる答弁がありまして、その点は了とするものであります。後段の質問中のアミラン及びビニロン等の合成繊維の補助金というか、あるいは奨励金というか、これらのものに対して今後予算に取組むべきことが妥当であるといふことをわれわれは考へておるのであります。その数字と成行きをお聞かせ願ひたいのであります。

○山本(農)政府委員 お答えを忘れまして失礼いたしました。その補助の問題も、実はこの臨時国会の補正予算の際にも、水産庁としてはいろいろ検討したのであります。しかし補正予算でございまして、いろいろな事情もございまして、二十七年におきまして、いづゆる試験研究という意味で、これは広く組合というわけにはちよつと参らぬかと思つておるやうですが、現物を重要な地点また重要な漁法につきま

て試験、研究をするという意味で、政府が買い上げるような形にしまして、そうしておそらく試験場等になるかと思つておるやうですが、そういうところ試験研究をさせる。そういう意味のいづゆる補助金を考へております。初めはこれは仮定において、いろいろやうでもないあてもないと議論したのであります。たとえば協同組合が買つ場合に、いづゆる綿糸網との差額の何ぼかの補助、こういうことも検討いたしました。あるいはまだ単に融資だけでなく、融資の利子補給を考へてみたかどうか、あれこれいろいろやつてみたのですが、どうも省内でもなかなかむずかしいのであります。現在のところ一応省内の考へが大体まとまりそうなのは、先ほど申しましたやうな試験研究機関を通じて、さらに実地の研究を進めて行く、そのための原料を手配し補助する、その線は大体内には異論がないのであります。しかし大蔵省方面でこれをどう受けますか、これは将来のことです。

○小高委員 たいだいまのお答えによりますと、約十億程度の特別融資を二十七年の予算に織り込むべく努力中であるといふやうに了解するのであります。私は全国の漁業者が合成繊維に切りかえるといふことになりませう、十億や二十億の金ではなく、少くとも第一回において三十億程度のものがないのではなからうかという見通しをつけておるのであります。そこで農林漁業特別融資の性格から行きますと、これは冷蔵庫資金とかあるいは農業関係の林道であるとか、製塩であるとか、いろいろなことを考へておると、

○山本(農)政府委員 お尋ねの点であります。現在の特別融資といふものは一つの特別の法律によりまして融資であります。形は非常にきゆうくつなものであります。要するに農林水産関係の預金部資金あるいは一般会計、こういうものが財源になつておるわけでありませう。御承知のやうに初年度では六十億のうちたしか四十億か何ほかを一般会計、残りを預金部資金といふやうな財源になつております。さらに補正予算の場合に六十億——当初の要求では、百億くらい要求したのであります。その百億の内訳は、やはり一般

○山本(農)政府委員 お尋ねの点であります。現在の特別融資といふものは一つの特別の法律によりまして融資であります。形は非常にきゆうくつなものであります。要するに農林水産関係の預金部資金あるいは一般会計、こういうものが財源になつておるわけでありませう。御承知のやうに初年度では六十億のうちたしか四十億か何ほかを一般会計、残りを預金部資金といふやうな財源になつております。さらに補正予算の場合に六十億——当初の要求では、百億くらい要求したのであります。その百億の内訳は、やはり一般

○山本(農)政府委員 お尋ねの点であります。現在の特別融資といふものは一つの特別の法律によりまして融資であります。形は非常にきゆうくつなものであります。要するに農林水産関係の預金部資金あるいは一般会計、こういうものが財源になつておるわけでありませう。御承知のやうに初年度では六十億のうちたしか四十億か何ほかを一般会計、残りを預金部資金といふやうな財源になつております。さらに補正予算の場合に六十億——当初の要求では、百億くらい要求したのであります。その百億の内訳は、やはり一般

○山本(農)政府委員 お尋ねの点であります。現在の特別融資といふものは一つの特別の法律によりまして融資であります。形は非常にきゆうくつなものであります。要するに農林水産関係の預金部資金あるいは一般会計、こういうものが財源になつておるわけでありませう。御承知のやうに初年度では六十億のうちたしか四十億か何ほかを一般会計、残りを預金部資金といふやうな財源になつております。さらに補正予算の場合に六十億——当初の要求では、百億くらい要求したのであります。その百億の内訳は、やはり一般

